

外国人の方の 預貯金口座・送金利用について

外国人材の受入れに関わる皆様に
知っていただきたい事項のご案内



目次

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき	P.2
日本で生活するために金融サービスを利用するとき	P.3
帰国するとき	P.4
金融に関する犯罪についての注意喚起	P.5

このパンフレットは、外国人材の受入れに関わる機関(受入れ企業、就学先、登録支援機関、外国人技能実習機構・監理団体など)の皆様に、外国人の方の金融サービス利用に関して知っておいていただきたいことについて解説しています。

日本では、以下の金融機関が預貯金口座を提供しています。

- ・銀行
- ・信用金庫
- ・信用組合
- ・JAバンク
- ・JFマリンバンク
- ・労働金庫

海外送金については、上記の金融機関のほか、金融庁の登録を受けた資金移動業者も取り扱っています。

入国後に預貯金口座の利用を開始するとき

円滑な預貯金口座開設のための支援をお願いします。

入国したばかりで日本に不慣れな外国人の方にとっては、預貯金口座の開設が、言語や口座開設上必要不可欠な手続きの複雑さなどが障害となって、難しいことが考えられます。

外国人材の受入れに関わる皆様においては、外国人の方の置かれている状況に応じて、

- 預貯金口座開設手続きへの同伴
- 預貯金口座開設手続きのサポート
- 金融機関との会話のサポート(通訳等)
- 勤務・就学の証明

などを行っていただきますようお願いします。

金融機関での預貯金口座の開設にあたっては、例えば以下のような書類等が必要になりますので、外国人の方にご説明をお願いします。

口座開設時に必要な書類等の例(金融機関によって異なる場合があります。)

本人確認書類

在留カード、パスポート等の**氏名・現住所・生年月日を確認できる書類**をご提示ください。

なお、在留資格・在留期間を確認する観点から、在留カードの提示が必須となっている金融機関もあります。

印鑑

印鑑の作成方法についてもご説明ください。なお、サインによる代替が可能な金融機関もあります。

社員証や学生証

無い場合は、受入れに関わる皆様が、金融機関での手続きに同伴してください。

金融機関は、国際社会の要請等を踏まえ、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されないよう、関係法令の趣旨に従う必要があります。

その対応として、**預貯金口座開設時、及び口座開設後も必要に応じて、顧客の情報(住所や氏名、在留資格・在留期間、勤務実態等)を確認**しています。

なお、確認が取れない場合、預貯金口座が開設できなかったり、開設後の預貯金口座が使用できなくなったりすることがありますので、**金融機関から確認を求められた場合は、ご協力いただく必要があることを外国人の方にご説明ください。**

金融庁からは、金融機関に対して、外国人の方が円滑に預貯金口座を開設できるよう要請しております。外国人材の受入れに関わる皆様におかれでは、上記の事項についてご理解とご協力をいただいたうえで、お困りの点があればお気軽に金融機関にご相談ください。

日本で生活するために金融サービスを利用するとき

給与振込口座を設定してください。

給与の支払いにあたっては、支払いの確実性や適正性の観点から、預貯金口座振込が望ましいとされているため、受入れ企業の皆様におかれでは、預貯金口座振込の手続きを行っていただくようお願いします。

なお、特定技能1号の資格で受入れられた外国人の方に対しては、法令により、給与の支払いを預貯金口座振込の方法で行なうことが求められています。預貯金口座振込以外の支払い方法を探った場合には、事後に出入国在留管理庁長官に対して、その支払いの事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められます。

公共料金等の自動引落設定のサポートをお願いします。

以下のようなものに関する支払いについては、預貯金口座からの自動引落が便利であることを伝えてください。

- 電気、ガス、水道などの各種公共料金
- 電話、インターネットなどの通信料金

また、受入れに関わる皆様には、必要に応じて書類記入やインターネット申込みなどの手続きのサポートを行っていただくようお願いします。

母国へ送金するときは、 銀行や資金移動業者の送金サービスが利用できます。

外国人の方に、母国へ送金したいといったニーズがある場合は、銀行や資金移動業者(※)による送金サービスについて、ご案内をお願いします。なお、送金の目的や原資などを伺いし、銀行や資金移動業者の判断で送金サービスの受付をお断りすることがあります。

銀行  ほとんどの国・地域へ送金可能

資金移動業者  一部の国・地域に送金可能

※ 資金移動業者とは

- 銀行等以外の者で、為替取引を業として営む者を指します。
- 資金移動業を営むには、「資金決済に関する法律」に基づき、事前に金融庁の登録を受けなければなりません。
- 登録を受けずに送金を行う業者は「違法」ですので、絶対に利用しないように伝えてください。
また、違法業者についての情報は、金融庁・財務局又は警察までご連絡ください。
- 海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。
- 登録業者の一覧は、本パンフレットの6頁または金融庁HPをご参照ください。

令和3年6月までに改正法施行予定
(改正点:高額送金を取扱可能な
新しい類型(認可制)を創設 等)

金融庁HP 資金移動業者一覧 https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

住所や在留資格・在留期間が変わったときなどは
金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。

外国人の方が、以下のようなケースに該当する場合は、金融機関での手続きが必要であることを伝えてください。また、受入れに関わる皆様におかれても、外国人の方の置かれている状況に応じて、金融機関にご連絡いただく等の対応をお願いします。

- 住所や在留資格、在留期間が変わったとき
- 退職・退学をしたとき
- 通帳やキャッシュカードをなくしたとき
- 外国人の方と連絡が取れなくなったとき 等

帰国するとき

帰国することとなり、預貯金口座を利用しなくなるときは、
預貯金口座の解約を促してください。

帰国する外国人の方が、犯罪行為であるとの認識が薄いままで、小遣い稼ぎ等を目的とし、**預貯金口座(預金通帳・キャッシュカード等)を売却する事例が多発しています。**

売却された預貯金口座は、振り込め詐欺等の犯罪収益の受渡しに使用されることがあります。**そういった行為に関わると、法令による処罰や、国外退去処分、入国禁止となる場合があります。**

そのため、外国人の方が、在留期間が終わるなどの理由により**帰国することとなった場合は**、金融機関の窓口に行き、**預貯金口座を解約する必要があります**(再入国するなどの予定があり、引き続き預貯金口座を利用する見込みがある場合は、金融機関に相談する必要があります)。

受入れに関わる皆様におかれでは、外国人の方の置かれている状況に応じて、以下の対応をお願いします。

- 口座解約の働きかけ(金融犯罪に係る注意喚起を含む)
- 金融機関と相談するよう助言
- 金融機関への連絡
- 口座解約手続きへの同席 等

金融に関する犯罪についての注意喚起

以下の行為は「犯罪」です。

受け入れた外国人の方が絶対に関わらないよう、注意喚起してください。



地下銀行やヤミ金融

●地下銀行

免許を持たずに銀行業を行うことや登録を受けずに資金移動業を行うこと

●ヤミ金融

登録を受けずに貸金業を行うこと



マネー・ローンダリングへの関与

●マネー・ローンダリング

犯罪による収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、
捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為のこと



預貯金口座の売買・譲渡

預貯金口座を他人に使わせること

(預金通帳やキャッシュカードを売却・譲渡・貸与することも含む)



偽造クレジットカードや偽造キャッシュカードの使用

【注意】

●預貯金口座の売買などに関する情報は金融庁・財務局または警察までご連絡ください。

●金融庁や財務局の職員、銀行員などがキャッシュカードのカード番号や暗証番号を聞くことは
絶対にありません。外国人の方が騙されないように注意喚起をお願いします。

資金移動業者一覧 (80社、2021年1月31日現在)

最新の情報は、金融庁HPをご覧ください。

金融庁HP 資金移動業者一覧

https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

※銀行等の金融機関や資金移動業者が行う送金サービス以外は「違法」ですので、外国人が利用することのないよう注意喚起をお願いします。
(海外送金に対応しているかどうかは、各資金移動業者にお問い合わせください。)

トラベレックスジャパン株式会社

株式会社ウニードス

ジャパンマネーエクスプレス株式会社

トランシリミッタンス株式会社

SBIレミット株式会社

Queen Bee Capital株式会社

Speed Money Transfer Japan株式会社

株式会社NTTドコモ

株式会社クレディセゾン

NTTスマートトレード株式会社

プラステル株式会社

SBペイメントサービス株式会社

株式会社シースケア

株式会社I-REMIT JAPAN

日本ゲームカード株式会社

株式会社Y&W

株式会社マネーパートナーズ

株式会社デジタル

株式会社ジャパンレミットファイナンス

CITY EXPRESS MONEY TRANSFER JAPAN株式会社

PayPal Pte. Ltd.

ウェルネット株式会社

株式会社ヒューマントラスト

株式会社フォレックスジャパン

株式会社イーコンテクスト

Unimoni株式会社

株式会社Cashwell Asset Management

株式会社N&P JAPAN

メトロレミッタンスジャパン株式会社

Credorax Japan株式会社

LINE Pay株式会社

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

株式会社海外送金ドットコム

ウェスタンユニオンジャパン株式会社

トランسفرーウェイズ・ジャパン株式会社

BDOレミットジャパン株式会社

GMOイプシロン株式会社

株式会社デジタルフレット

ペイオニア・ジャパン株式会社

WorldRemit Ltd.

FSR Holdings株式会社

ワールドファミリー株式会社

松井証券株式会社

株式会社pring

株式会社アジアンネット

auペイメント株式会社

株式会社C&B

Solomon Capital Japan株式会社

株式会社KABAYAN INTERNATIONAL

株式会社メルペイ

株式会社セブン・ペイメントサービス

CURFEX JAPAN株式会社

REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社

株式会社RESPECT PAYMENT SERVICE

JALペイメント・ポート株式会社

ホワイトカード株式会社

株式会社エムティーアイ

株式会社キュリカ

楽天Edy株式会社

PayPay株式会社

アギナルド・ジャパン株式会社

ASIA PAY株式会社

ウェルスナビ株式会社

株式会社SBI証券

NIUM Japan株式会社

株式会社イエーヘイ・ジャパン

株式会社OTEL INTERNATIONAL

株式会社アンナフィユ

株式会社JPY

Kipp Financial Technologies株式会社

Mピリング株式会社

株式会社FinShot

SGC設立準備株式会社

株式会社Kyash

ビットキャッシュ株式会社

株式会社スマートバンク

株式会社セブン・グローバルレミット

株式会社電算システム

株式会社ディコミュニケーションズ

株式会社アプラス

金融庁・財務局の窓口

金融庁

金融庁の相談窓口 (電話受付時間:平日 午前10時~午後5時)

金融サービス利用者相談室 0570-016811
(IP 電話からは 03-5251-6811)

英語ワンストップ窓口 mail:equestion@fsa.go.jp

「外国人の受け入れ・共生に関する金融関連施策について」はこちら

(金融庁HP) <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190411/20190411.html>

財務局

各財務局・財務事務所(電話受付時間:平日 午前9時~午後4時)

北海道財務局 (011-709-2311)	函館財務事務所(0138-47-8445) 釧路財務事務所(0154-32-0701) 小樽出張所(0134-23-4103)	旭川財務事務所(0166-31-4151) 帯広財務事務所(0155-25-6381) 北見出張所(0157-24-4167)
東北財務局 (022-263-1111)	青森財務事務所(017-722-1461) 秋田財務事務所(018-862-4191) 福島財務事務所(024-535-0301)	盛岡財務事務所(019-625-3351) 山形財務事務所(023-641-5177)
関東財務局 (048-600-1111)	水戸財務事務所(029-221-3188) 前橋財務事務所(027-221-4491) 東京財務事務所(03-5842-7011) 新潟財務事務所(025-281-7501) 長野財務事務所(026-234-5123)	宇都宮財務事務所(028-633-6221) 千葉財務事務所(043-251-7211) 横浜財務事務所(045-681-0931) 甲府財務事務所(055-253-2261)
北陸財務局 (076-292-7860)	富山財務事務所(076-432-5521)	福井財務事務所(0776-25-8230)
東海財務局 (052-951-1772)	岐阜財務事務所(058-247-4111) 津財務事務所(059-225-7221)	静岡財務事務所(054-251-4321)
近畿財務局 (06-6949-6390)	大津財務事務所(077-522-3765) 神戸財務事務所(078-391-6941) 和歌山財務事務所(073-422-6141)	京都財務事務所(075-752-1417) 奈良財務事務所(0742-27-3161)
中国財務局 (082-221-9221)	鳥取財務事務所(0857-26-2295) 岡山財務事務所(086-223-1131)	松江財務事務所(0852-21-5231) 山口財務事務所(083-922-2190)
四国財務局 (087-811-7780)	徳島財務事務所(088-622-5181) 高知財務事務所(088-822-9177)	松山財務事務所(089-941-7185)
九州財務局 (096-353-6351)	大分財務事務所(097-532-7107) 鹿児島財務事務所(099-226-6155)	宮崎財務事務所(0985-22-7101)
福岡財務支局 (092-411-7297)	佐賀財務事務所(0952-32-7161)	長崎財務事務所(095-827-7095)
沖縄総合事務局 (098-866-0031)		